

○用語説明

	用語	説明
1	SDGs 【Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)】	SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略語であり、「エスディージーズ」と読み、日本語では「持続可能な開発目標」となる。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、日本も積極的に取り組んでいる。
2	エシカル消費	「エシカル」(ethical)とは、英語で「倫理的な」という意味で、「エシカル消費」とは、より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動であり、何を買うか考えるときの、ひとつの尺度。
3	沖縄県金融広報委員会	沖縄県、日本銀行那覇支店、沖縄総合事務局、沖縄県教育委員会、金融機関、報道機関、その他公的団体などによって構成されている組織。さまざまな“くらしに身近なおかねの情報”を中立・公正な立場から提供している。
4	学習指導要領	全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られる。
5	金融リテラシー	「リテラシー」とは、情報や知識の活用能力という意味で使われており、「金融リテラシー」とはお金に関する知恵や能力のことをいう。金融商品や金融サービスの選択、生活設計などで適切に判断するために、最低限身につけるべき金融や経済に関する知識や判断力などを指し、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキルとされている。
6	高齢化率	高齢化率は65歳以上人口が総人口に占める割合。
7	消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動
8	消費者教育推進地域協議会	その都道府県の区域における消費者教育を推進するため、「消費者教育の推進に関する法律」第20条により組織するよう務めることが規定されている。

	用語	説明
9	消費者市民社会	消費者一人一人が、自分の事だけではなく、周りや未来の子どもたち、社会や地球環境のことまで考えて生活し、より良い未来に向けて積極的に参加する社会
10	消費生活相談員	消費生活センター等に寄せられる、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
11	情報リテラシー	「リテラシー」とは、情報や知識の活用能力という意味で使われており、「情報リテラシー」とは情報機器やITネットワークを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと。
12	多重債務	複数の消費者金融や信販会社などから借り入れること。特に、すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態のこと。
13	地産地消	地域で生産された農産物や水産品を、その地域で消費すること。
14	超高齢社会	超高齢社会とは、65歳以上である高齢者人口の割合が全人口の21%以上を占める社会のことを指す。 なお、高齢者人口の割合が7%になると高齢化社会と呼ばれ、14%以上になると高齢社会と呼ばれる。
15	デジタルコンテンツ	デジタル形式で作成、保存された映像作品・データベース・音楽・アニメ・ビジュアル（写真・アート・CG）・キャラクターなどをいい、アダルト情報サイトなどインターネットを通じて得られる情報サービスに関わる消費生活相談が多い。
16	電子商取引	インターネットなどのネットワーク上で契約や決済といった商取引をすること。EC（イー・コマース）ともいう。電子商取引は、企業同士の取引「B to B」、企業・消費者間の取引「B to C」、消費者同士の取引「C to C」の大きく3つに分類される。 ※BはBusiness、CはConsumer
17	特殊詐欺	特殊詐欺とは、不特定の方に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」（オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺）と「振り込め類似詐欺」（金融商品等取引、ギャンブル必勝情報提供、異性との交際あっせん）に分けられる。
18	フリマアプリ (フリーマーケットアプリの略称)	フリーマーケットのようにユーザー間で（CtoCで）売買・商取引が行えるスマートフォン向けサービス、およびモバイルアプリの総称。代表的なアプリはメルカリやラクマ、ジモティー等。
19	未成年者取消権	未成年者が法定代理人（親権者等）の同意を得ずに行った契約について取り消すことができる権利。

	用語	説明
20	見守り新鮮情報	国民生活センターが発信する「高齢者・障がい者」に関する悪質商法や製品による事故情報。イラスト入りのリーフレット版もあり、啓発資料として活用できる。
21	ヤミ金融	貸金業を営む場合には、国か都道府県による登録を受けなければならないが、無登録で貸金業を営む業者は「ヤミ金融業者」と呼ばれる。一方で、登録業者であるにもかかわらず、法律に違反する高金利で貸付を行ったり、悪質な取り立てを行う業者もあり、これらも含めて「ヤミ金融業者」と呼ばれている。